

### 第三者評価結果

事業所名：汐見台愛育園

#### A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全体的な計画は、保育所保育指針にある10の姿を旨とし、児童憲章や児童の権利に関する条約などの趣旨を捉え、さらに地域の実態に即して作成しています。また保育所の理念、方針、目標をもとに児童福祉法、保育所保育指針に基づいて作成しています。子どもの発達に応じた年齢ごとの保育内容を詳細に設定しています。保育を実践する際に理解しておきたい内容として、園長、主任が中心となって職員の声をくみ入れながら作成しています。年度末に職員で保育や行事を振り返り評価をして、さらなる保育の向上に向けて生かしています。全体的な計画の見直しなどに際して、今後はさらに職員の参画を促し、活発な話し合いをすると良いでしょう。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>各保育室には、エアコン、加湿器、空気清浄機を設置するとともに、温度計、湿度計により保育室の状況をチェックしています。園内外の清掃は専門スタッフが毎日行っています。換気については、新型コロナウイルス感染症の対策も含め職員会議でも注意喚起をして常に心がけています。園舎の各保育室は日当たりも良く、十分な広さがあります。保育室ではパーティションなどでコーナーを作り、子どもが気軽に絵本を読んだり、おしゃべりをしたりすることができます。食事や午睡の空間は分けて使用し、2歳児からはランチルームを使用しています。午睡時にはカーテンを閉め、照明を落とし、時にはBGMをかけるなど、子どもが眠りやすい雰囲気を作っています。衛生管理については、マニュアル及び点検のチェック表を用いて実施しています。園内全域の消毒、おもちゃの消毒など、内容や方法を詳細に定めて、専門スタッフが、場所ごとにていねいに清掃、消毒を行っています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの心身の成長や課題については入園時の家庭との面談や入所児童調査票、入所児童発育状況調査表を活用し、生育歴や発達状況を把握し尊重しています。保育士は子どもの気持ちに寄り添い、スキンシップを図り安心して自分の気持ちを表現することができるよう気持ちを受け止めたり、気持ちの代弁をしたりしています。常に穏やかに話をし、表現することが難しい子どもには保育士が気持ちをくみ取って代弁し、理解しようと努めています。また、肯定的に言葉を受け止めるなど、子どもとの信頼関係が育つように努めています。保育士のチェックリストには言葉の項目もあります。職員が言葉についてきちんと意識して日々の活動に活かすことができるように今後もさらに周知していくと良いでしょう。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを大切にし保護者との連携を密にして行っています。子ども一人ひとりの年齢や発達の状況に応じて、保育士が援助を行っています。子どもが自分でやろうとする気持ちを大切にすることを職員間で確認し合っています。歯磨きや手洗いの方法など、子どもが楽しみながら覚えられるよう、パペットや絵本などを用いて指導し、なぜ必要なのかについても子どもにわかりやすく説明しています。また、箸の持ち方なども、遊びの中で楽しく子どもにわかりやすく伝える工夫をしています。延長保育時間の異年齢保育では子ども同士が日々の生活の中で、育ち合える環境となっています。着替えの準備やおもちゃや絵本の片付け方などについては都度、職員が伝えており、子どもに意見を聞きながら、みんなで考える機会を設けるなどして、子どもが主体的に取り組めるようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-④</p> <p>【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園では、子どもたちが自分で好きな遊びを選んで、やりたいことを見つけられるよう、自分で取り出しやすいようにおもちゃや絵本を準備し、コーナーづくりを工夫するなどしています。年齢に応じてさまざまな活動を取り入れており、子どもたちが自発的に身体を動かしたり、友だちとの関係性を深められたりするようにしています。戸外での活動も積極的に取り入れ、大きな公園に行くこともあり、のびのびと体を動かしています。園庭には桜、びわ、金木犀などがあり四季を感じられ、プランターで夏野菜や花などを栽培し多くの体験をしています。近隣は自然豊かでコクワガタやカマキリなども観察できます。また、遠足や散歩で出会う地域の人たちに挨拶をしたり、散歩では交通ルールを公園では公共の場での遊び方を学んだりして、日々の活動の中で社会体験を積み重ねています。廃材や自然物など色々な素材で製作するなど、子どもたちは自由に自分の気持ちを表現しています。地域の方との触れ合いなどコロナ禍で現在はできていないこともあります。できることを検討していくと良いでしょう。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 0歳児クラスでは、保護者との連携をしっかりと子ども一人ひとりの状況を共有しながら、保育にあたっています。栄養士が連携を図り、体調面や離乳食の進み具合などに配慮しています。スキンシップを大切に、クラスの中で担任保育士を決め、授乳やおむつ替えなどは、なるべく同じ保育士が行い、愛着関係を築きながら、子どもが安心して園生活に慣れることができるようにしています。サークルやベビーベッドなどを用いて、伝い歩きの子ともハイハイの子どものスペースを別にするなどして、安全面に配慮しています。音の出るおもちゃを手作りし子どもが興味や関心を持って遊ぶことができるよう、環境整備を行っています。リズム遊びやわらべうた、手遊びなども取り入れ、保育士の声に合わせて手をたたいたり、体を動かしたりしながら、豊かな感性がはぐくまれるようにしています。保護者とは、日々の送迎時での会話や連絡帳でのやり取りを通じて、子どもの様子を共有しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 1歳児クラスでは、個々の欲求に応え、子どもの表情やしぐさから一人ひとりの気持ちをくみ取り、ていねいに対応することを心がけ、保育にあたっています。遊具のある園庭で保育士とともに遊び、公園では走ったり落ち葉を踏んで感触を楽しんだり、室内では絵の具で手形を取るなど、身近な環境の中で興味や関心が持てるようにしています。2歳児クラスでは、子どもの自我の芽生えに合わせ、自分でしようとする気持ちを大切に、子どもが何をしたいのか、どんな援助が必要なのかを適切に捉えることができるようにしています。園庭で、葉っぱや木の実を食べ物に見立てて、ごっこ遊びを楽しみ、自分で考えて遊びを広げられるようにしています。子ども同士の小さな揉め事の際は、「貸して」など、友だちと言葉のやり取りができるようにしています。保護者とは、連絡帳や送迎時の会話を通して子どもの育ちを共有しながら、保育の実践に活かせるようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>
<p>&lt;コメント&gt; 3歳児は、4歳児や5歳児を見て転がしドッジボールやカードゲームなどルールのある遊びを友だちといっしょに遊べるように環境を設定しています。4歳児は、運動会でのボール運びレースやクリスマス発表会の活動を通じ、友だちの意見を聞いて共感したりしながら、成長しています。5歳児は、みんなで相談しながらお店屋さんごっこの飾りを保育室に飾ったり、クリスマス発表会でハンドベルをしたり、さまざまな活動を通して主体性をはぐくんでいます。職員は日々の活動の中で、それぞれの年齢に応じた保育内容を計画し、子どもたちが遊びの中で学びを見つけられるよう環境を整えています。近隣の小学校とは今年度は交流ができる予定になっています。近隣の小規模保育施設との交流も新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ順次再開予定です。このように園での活動の様子を地域の人に知ってもらえるよう努めています。コロナ禍で制限はありますが地域とのつながりをさらに強化していくことが期待されます</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>
<p>&lt;コメント&gt; トイレや室内はフラットでバリアフリーになっています。しかし園舎の構造上、バリアフリーとはなっていない部分もあります。障がいのある子どもや配慮が必要な子どもについては職員間で情報を共有し、共通認識をもって保育しています。配慮が必要な子どもには横浜市南部地域療育センターと連携し、具体的な助言をもらい、個別月間指導計画を作成しています。クラスの指導計画の中にも個別配慮欄に記載して、集団の中で安心して過ごせるように、また他の職員が対応できるようにしています。子ども同士のかかわりについては、いっしょに過ごす中でともに成長できるように配慮しています。子どもの発達や興味に合わせた玩具を用意したり、パーティションや別の部屋を使ったりして安心できるようにしています。横浜市南部地域療育センターや行政の研修に参加していますが、知識を共有する機会が少ないと考えています。保護者に対してのさらなる周知も望まれます。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 長時間保育については、子ども一人ひとりとていねいにかかわる中で、情緒の安定や生活リズムに配慮して、子どもの主体性を大切に年齢ごとの指導計画を作成しています。保育時間が長い子どもたちがゆったりと過ごせるように気を配り、朝夕の合同保育は異年齢保育を実施しています。異年齢の中でも好きな遊びをじっくり楽しめるよう配慮しています。夕方園庭に出たり、ゆったり過ごせる部屋と身体を動かして遊べる部屋に分けたり工夫しています。部屋の中でもテーブルでの遊び、床のマットでの遊びなど、コーナーを設けて子どもたちが分かれて落ち着いて遊べるようにしています。家庭で過ごす時間も含めた1日を通した保育を心がけ、必要に応じて午睡時間の調整や夕寝するなど個別対応をしています。生活リズムに配慮した食事、おやつなどの提供をしています。引き継ぎメモを活用し、担任がいない時間帯も他の職員が対応できるよう、また、職員全体で共有が図れるようにしています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>b</p>
<p>&lt;コメント&gt; 全体的な計画に地域の小学校との交流や情報交換について明記しており、5歳児の指導計画は、アプローチカリキュラムとして、小学校につながるような計画になっています。コロナ禍の影響により今年度は実施が難しい状況ですが、例年は小学校を訪問して授業の様子を見学したり、他園の5歳児といっしょに遊ぶなどの交流を行ったりしています。今年度は中断されていた小学校の見学が予定されています。5歳児は個人面談を行うなどして、保護者の安心につなげています。「安心して入学を迎えるために」の掲示もしています。幼保小連絡会の会議に園長や5歳児担任の保育士が参加し、小学校教員と情報交換や意見交換を行ったり「接続期」研修に参加したりしています。しかしコロナ禍における保護者に対しての小学校移行への見通しについての取り組みが不十分だと思われる。ネットでの発信などの代替手段を検討されることが期待されます。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>b</p>
<p>&lt;コメント&gt; 健康管理に関するマニュアルがあり、職員の入職時及びマニュアル改定時に会議などを通して説明しています。職員は、マニュアルに基づいて子ども一人ひとりの日々の健康状態を適切に把握するよう努めています。保育中の体調変化やけがなどは、速やかに保護者に伝え、事後の対応について確認しています。既往歴については、入園時に健康の記録に記載してもらって把握し、その後は年2回健康の記録を保護者に返し追記してもらっています。年間の指導計画には、子どもの健康管理における配慮事項などを記載しています。乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防対策については、職員会議などで確認し合っており、0歳児は5分、1歳児は10分ごとに、午睡時の呼吸や顔色などの確認を実施しています。行政や保育連盟などからの乳幼児突然死症候群（SIDS）に関するチラシを掲示しています。また入園時に説明を行っているほか、園だよりを通じて園の健康管理についての取り組み状況を保護者に伝えています。今後は子どもに関する保健計画を作成することが望まれます。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 健康診断は、園の嘱託医による内科健診と歯科健診をそれぞれ年2回、全クラスで実施しています。身体測定を毎月実施しています。健診前に保護者から医師への質問を受け付けて、医師からのアドバイスや回答を保護者にフィードバックしています。健康診断の結果や歯科健診の結果は、健康診断の記録及び歯科健診の記録に記載し職員間で共有しています。保護者には、連絡帳や歯科健診結果表に記載して伝えています。必要に応じて医師と連携して対応しています。園だよりには「園医より」として健康診断結果について記載しています。嘱託医とは、日ごろから電話での相談や情報交換を行って連携を図っており日々の活動に活かしています。園では歯磨きの大切さなど職員が紙芝居やペープサートを用いて、子どもが楽しみながら学べるよう工夫しています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; アレルギー疾患がある場合には、かかりつけ医による生活管理指導票に基づいて、子どもの状況に応じた適切な対応を実施しています。慢性疾患のある子どもに関しては主治医の意見書などを提出してもらい、アレルギー確認表、アレルギー日誌で保護者と連携を密に取り、毎月保護者に除去食などを確認しています。厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に沿って法人が作成しているアレルギー対応マニュアルをもとに、園内研修や職員会議でアレルギー疾患に対し知識を得ています。食物アレルギーの子どもへの食事の提供については、見た目により変わらないような食材を使用し、トレイの色を変え、ネームプレートを用いて、栄養士と保育士が声出し確認を行いながら事故防止に努めています。アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもへの対応については、重要事項説明書に記載し、園での対応方法や配慮事項などについて保護者に説明しています。</p>	
<p>A-1-(4) 食事</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>b</p>
<p>&lt;コメント&gt; 園では「食育年間計画」に沿って子どもたちが食事を楽しみ、食について関心を深められるよう給食の提供及び食育を行っています。環境づくりでは、厨房と隣接したランチルームを設け食事をゆったり取れる場所や時間を確保しています。また、食具については、子ども個々の成長発達に合わせて変えています。苦手な食材を少しでも口にしたい子どもには、「よく食べたね」とほめて次につながるようにしています。小食の子どもには、配膳量を少し減らすなど量を調整しています。子どもの食に対する関心を高めるために、野菜を育て収穫し、給食で食べる経験を大切にしています。味噌づくりやお泊まり保育時のカレーづくり、そらまめやとうもろこしの皮むきなどで本物の野菜に触る機会を多くしています。また、「食育だより」や「園だより」などで保護者に食育活動について紹介するとともに、連絡帳やお迎え時の会話で食育に対する活動についてお知らせしています。現在はコロナ禍で実施できないこともありますが今後はさらに食育活動ができるようにして行くと良いでしょう。</p>	

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p>&lt;コメント&gt; 食事は子どもの状態に適した大きさや柔らかさに調整するなど、個別の対応をしています。残食調査を行い日誌に記録し、給食会議で子どもの喫食状況、検食簿のコメントを参考に献立や調理の工夫、行事食などについて話し合っています。残食の多かった献立は、調理方法、食材の大きさや固さを変えるなどの工夫をし改善案を話し合い、苦手なメニューを減らすために工夫しています。季節を感じるができるよう、春にはグリーンピースやたけのこ、夏にはオクラやトマト、秋にはきのこやさつまいもを提供するなど季節の旬の食材を使用しています。行事食は日本の行事を大切にし、七夕、七五三、ひな祭りなど、子どもたちと一しょに楽しめるように工夫しています。栄養士は、給与栄養目標量に基づき、子どもの発育状況や体調を考慮して、栄養士及び調理担当者は、子どもの喫食の様子を見たり会話をしたりして喫食状況を把握し、次回の献立作成に活かしています。衛生面では、「衛生管理マニュアル」を作成し、清掃、消毒、換気などの適切な衛生管理に努めています。</p>	

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt; 登園時に保育士が保護者から家庭の様子を聞き、降園時に、園でのその日の様子、トピックスなど口頭で伝えています。0~5歳児クラス全て連絡ノートがあります。特に0歳から1歳児クラスは、日々の様子、活動内容、家庭での様子を保護者とやり取りしています。2歳児以上は「今日の活動」をお知らせボードに掲示したり、口頭で日々の様子を伝えたりしています。保育方針や生活、活動内容などは、入園説明会で説明すると共に、個人面談を行い、相互理解を図っています。園目標や重点目標は年度初めの園だより、クラス目標は懇談会やクラスだよりで伝えています。保護者が参加しての園行事、保育参加、保育参観など、子どもの成長を共有できる機会となっています。保育参観や写真掲示を通じ、園での様子や子どもの成長を視覚的に伝える機会を設けています。おたよりや掲示された子どもの作品などから保育内容や成長が伝わるようにしています。保育参観など、コロナ禍で実施できないこともあり今後の課題としています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt; 園長は職員に挨拶の大切さを周知し、日ごろから相談しやすい雰囲気づくりをして保護者との日々のコミュニケーションに努めています。保護者の気持ちに寄り添って対応することを心がけ、信頼関係を築けるよう取り組んでいます。送迎時や連絡帳を通じて、保護者の悩み事や困っている事などを把握し、声かけを行ったり、保護者の思いを傾聴したりするなどしています。個別に相談を受け付ける際は、保護者の都合に合わせて日時を設定して対応しており、内容によっては、園長や主任、栄養士が同席するなどしています。職員は、保護者支援や相談援助に関する研修に参加して学んでいるほか、相談を受け付けた職員に園長や主任がアドバイスをを行うなど、保護者に対する適切な対応を行えるようにしています。受け付けた相談内容は、相談メモや児童票に記録し継続的に支援を実施できるようにしています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p>&lt;コメント&gt; 職員は、登園時や保育中に子どもの心身の状態や言動などを注意深く観察し、保護者とのやり取りを通じて家庭での様子の把握に努め、虐待など子どもの人権侵害の兆候を見逃さないようにしています。あざや傷などを発見した場合や子どもの言動などから気になることがある場合は、主任、園長に速やかに相談し関係機関と対応する体制があります。虐待など権利侵害となる恐れがある場合には、職員間に周知して対応方法を協議し、保護者に声かけを行うなどして、園全体で様子を見守る体制があります。虐待防止に関する虐待防止マニュアルに、虐待の定義や早期発見のポイント、発見時の対応方法、通報先などを明記し、適切な対応を行えるよう、職員会議や園内研修で、マニュアルの内容を確認し合っています。必要に応じて磯子区こども家庭支援課や児童相談所などの関係機関と連携を図り対応策を検討しています。今後もさらに研修などの実施を継続していくことが期待されます。</p>	

## A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p>&lt;コメント&gt; 保育士が作る各クラスの年間指導計画や月間指導計画、週案、個別の指導計画について保育士自身が振り返り評価を行っています。振り返りについて職員間で話し合い、それぞれの計画に対する評価を行って、その内容を評価欄に記載しています。保育実践に対する評価にあたっては、子ども一人ひとりの心の育ちや活動に取り組む姿に配慮し子ども主体の保育が行えたかなどを評価し、職員会議で報告し、より質の高い保育を実践するために大切にすべきことなどを確認し合っています。職員は、年度末に「保育士チェックリスト」にて自己評価を実施し、一年間を振り返り課題を明確にしています。園では、職員の自己評価を集約して園の自己評価としてまとめ、玄関で保護者が閲覧できるようにしています。また、園の目ざす保育の実現に向けて、次年度の事業計画、保育計画などに反映させています。会議や園内研修では、保育の質の向上のため、事例をもとに話し合いを行っています。</p>	